

投資委員会布告

第 10/2558 号

件名: クラスター形式による特別経済開発区での投資促進政策

投資委員会布告第 2/2558 号日付: 2014 年 12 月 3 日付け件名: 投資奨励政策および基準に引き続き、

バリューチェーンを強化し、未来の産業基盤の構築に導き、国の投資可能性を向上し、新規・既存投資家から価値のある投資を誘致し、地方へ発展を分散させ、中小企業にビジネスチャンスを創出するために、仏暦 2520 年(1977 年)投資促進法第 16 条第 2 段落、第 18 条、第 31 条および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り発布する。

1. 全県を投資促進地域とする。
2. クラスター形式による特別経済開発区での投資促進に基づく恩典は以下の通りとする。
 - 2.1 スーパークラスターとは高度技術を使用し、未来産業のためのクラスターとする。
 - (1) 法人所得税を 8 年間免除する。免除される税額の上限は 2014 年 12 月 3 日付け投資委員会布告第 2/2557 号における業種に基づくものとする。
 - (2) 法人所得税免除期間終了日よりさらに 5 年間投資から得られた純利益に対し、通常の税率より 50%法人所得税を減免する。
 - (3) 他の恩典は 2014 年 12 月 3 日付け投資委員会布告第 2/2557 号に従うものとする。
 - 2.2 対象クラスターは加工農産物クラスター、繊維および衣料クラスターとする。
 - (1) 2014 年 12 月 3 日付け投資委員会布告第 2/2557 号に基づく恩典を付与する。
 - (2) 法人所得税免除期間終了日よりさらに 5 年間投資から得られた純利益に対し、通常の税率より 50%法人所得税を減免する。
 - 2.3 クラスター開発の支援事業
 - (1) 2014 年 12 月 3 日付け投資委員会布告第 2/2557 号に基づく恩典を付与する。
 - (2) 法人所得税免除期間終了日よりさらに 5 年間投資から得られた純利益に対し、通常の税率より 50%法人所得税を減免する。
3. 条件
 - 3.1 教育機関、研究機関もしくはクラスター形式による特別経済開発区に立地するセンターオブエクセレンスと以下定めた協力形式で協力しなければならない。
 - 3.1.1 タレント・モビリティ、職業統合教育、協同教育、バイラテラルプロジェクトとの協力もしくは
 - 3.1.2 投資委員会により承認された人材開発または技術開発のための協力
 - 3.2 2017 年 12 月 31 日までに最初の収入を発生しなければならない。必要な場合、適切に応じて投資委員会事務局に操業期限の延期の検討を委ねる。
 - 3.3 2016 年 12 月 30 日までに奨励申請書を提出しなければならない。

4. 各クラスターにおける奨励業種は以下の通り定める。

4.1 スーパークラスター

4.1.1 自動車および部品クラスター

以下の業種でアユタヤー県、パトゥムタニー県、チョンブリ県、ラヨン県、チャ
チュンサオ県、プラチンブリ県、ナコンラチャシマ県に立地しなければならない。

業種	条件
4.7 乗り物用エンジンの製造	下記の 5 部品中 4 部品以上を成形加工すること。シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド
4.8 乗り物部品の製造 4.8.1 高度技術を利用する乗り物部品の製造 4.8.1.1 触媒コンバーターの回路基盤 (Substrate) の製造 4.8.1.2 電子燃料噴射システムの製造 4.8.1.3 自動車用トランスミッションの製造 4.8.1.4 電子制御ユニット (ECU) の製造 4.8.2 安全および省エネルギー部品の製造 4.8.2.1 アンチロックブレーキ装置 (ABS) または電子制御ブレーキシステム (EBD) の製造 4.8.2.2 電子安定性制御 (ESC) の製造 4.8.2.3 回生ブレーキシステムの製造 4.8.2.4 アイドリングストップシステムの製造 4.8.2.5 自動緊急ブレーキシステム (Autonomous Emergency Braking System) の製造 4.8.3 ハイブリッド自動車、電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド車 (PHEV) の部品の製造 4.8.3.1 バッテリーの製造 4.8.3.2 トラクションモーターの製造 4.8.3.3 空調システムの製造 4.8.4 乗り物のゴムタイヤの製造 4.8.5 燃料システム部品の製造 4.8.5.1 燃料ポンプ 4.8.5.2 燃料噴射ポンプ 4.8.5.3 インジェクタ 4.8.6 以下トランスミッションシステム部品の製造 4.8.6.1 Sun Gear	

4.8.6.2Ring Gear 4.8.6.3Shift Gear 4.8.6.4Transfer Gear 4.8.6.5Torque Converter 4.8.6.6Carrier 4.8.6.7Propeller Shaft 4.8.6.8Drive Shaft 4.8.6.9Universal Joint 4.8.6.10Differential 4.8.7 以下エンジンシステム部品の製造 4.8.7.1Turbocharger 4.8.8 以下安全部品の製造 4.8.8.2 以下エアバッグ部品の製造 4.8.8.2.1Inflator 4.12 オートバイの製造 (総排気量が 248cc.未満 のものを除く)	委員会が認可された部品成形および組み立て 工程を有すること。。 委員会が認可された部品成形および組み立て 工程を有すること。。 委員会が認可された部品成形および組み立て 工程を有すること。。 委員会が認可された部品成形および組み立て 工程を有すること。。 委員会が認可された部品成形および組み立て 工程を有すること。。 委員会が認可された部品成形および組み立て 工程を有すること。。 委員会が認可された部品成形および組み立て 工程を有すること。。 委員会が認可された部品成形および組み立て 工程を有すること。。 1. 以下のエンジン部品の成形工程を有するこ と。 シリンダーヘッド、シリンダーブロッ ク、クランクシャフト、カムシャフト、コネ クティングロッド 1.1 総排気量が 248cc 以上 500cc 未満のオー トバイを製造する場合、6 部品中、4 部品以 上を成形加工すること。 1.2 総排気量が 500cc 以上のオートバイを製 造する場合、6 部品中、2 部品以上を成形加工 すること。 2. 構造的な溶接組立工程および吹付塗装工程 を有すること。 3. 部品製造、部品利用の計画を投資委員会に 提出し、同意を得ること。
---	--

4.1.2 電気・電子機器および電気通信部品クラスター

以下の業種でアユタヤー県、パトゥムタニー県、チョンブリ県、ラヨン県、チャ
チェンサオ県、プラチンブリ県、ナコンラチャシマ県に立地しなければならない。

業種	条件
5.1 電気製品の製造 5.1.1 先進技術レベルの電気製品の 製造	インターネットに接続することができる電気製 品であること。(Internet of Things)
5.2 電気部品および/または機器、もしくは は 電気製品に使用される部品および/ または機 器の製造 5.2.1 パワーインバーターの製造 5.2.1.1 工業用パワーインバー ターの製 造	製品設計の工程を有すること。
5.3 電子製品の製造 5.3.1 Organics & Printed Electronics (OPE)製品の製造 5.3.2 電気通信機器の製造 5.3.2.1 光ファイバーおよびワ イヤレス 通信システムに使用される発光、送信、受信 機器の製造 5.3.2.2 その他電気通信機の製造 5.3.3 工業・農業用電子制御および 測定機 器の製造 5.3.4 安全管理機器の製造	
5.4 電子部品および/または機器、もしくは は 電子製品に使用する部品および/または機器の 製造 5.4.1 Organics & Printed Electronics (OPE)部品の製造 5.4.2 太陽電池および/または太陽 電池原 材料の製造 5.4.3 電気通信機器部品の製造 5.4.3.1 光ファイバーおよびワ イヤレス 通信システムにおける発光、送信、受信機器 部品の製造 5.4.3.2 その他電気通信機部品の製造 5.4.4 工業用、農業用、医療／科学 機器 用、乗り物用電子制御および測定機器部品の 製造 5.4.5 安全管理機器部品の製造 5.4.6 HDD および/または HDD 部品の 製造	太陽電池製造は委員会が同意した製造工程と エネルギー収率を有すること。

5.4.6.1 先進技術 HDD および/またはその部品 (Top Cover および Base Plate および Peripheral を除く) の製造	1. HDD 製造はデータ面密度 (Areal Density) が平方インチ当たり 2,000 ギガバイト以上であること。 2. 既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。
5.4.6.2 一般 HDD および/またはその部品 (Top Cover および Base Plate および Peripheral を除く) の製造	既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。
5.4.7 Solid State Drives および/またはその部品の製造	既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。
5.4.8 太陽エネルギーを利用する機器および/または部品の製造	
5.4.9 半導体および/または半導体 部品の製造	集積回路 (Integrated Circuit) の製造に使用される既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。
5.4.10 フォトニクス (Photonics) 部品および/または機器および/またはフォトニクスを使用するシステムの製造	
5.4.11 フラットパネルディスプレイの製造	委員会が同意した製造工程を有すること。
5.4.12 フレキシブルプリント基板 および/または多層プリント 配線基盤および/またはその 部品の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。
5.5 マイクロエレクトロニクス用資材の製造 5.5.1 ウエハーの製造 5.5.2 薄膜フィルムテクノロジーを使用する素材の製造	1. 委員会が同意した製造工程を有すること。 2. 既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。
5.6 電子設計 5.6.1 マイクロエレクトロニクスの 設計 5.6.2 組み込みシステム設計	1. 電子設計人員の給与費用が年間 150 万バーツ 以上であること。 2. 販売またはサービス提供から生じた収入は、 内製または委託生産を問わず直接奨励プロジェクトあるいは商業用の下流の製造によるものも、事業の収入とする。

4.1.3 石油化学および環境に優しい化学品クラスター

以下の業種でチョンブリ県、ラヨン県に立地しなければならない。

業種	条件
6.2 環境にやさしい化学品またはポリマーまたは環境にやさしいポリマー製品の製造 6.2.1 環境にやさしい化学品またはポリマーまたは環境にやさしいポリマー製品の製造、または環境にやさしいポリマーと同一プロジェクトにある製品の製造 6.2.2 環境にやさしいポリマーからの製品の製造	1. 製品のライフサイクルにわたり環境影響のより少ない化学品やポリマーの製造であること。これらの製品は、再生可能な資源からの原材料(Renewable Resource)を使用すること、製造工程に持続的なグリーンテクノロジー(Sustainable Green Chemistry)を利用すること、または有害物質にならない生分解性の製品であることを確認または認定されること。 2. 操業前にライフサイクルアセスメント(LCA)などの国際規格に基づき環境への影響を評価すること。 環境に優しいプラスチックまたはポリマーを使用した成形またはコーティング工程を有すること。
6.5 特殊ポリマー製品または特殊化学品の製造	
6.13 紙製品の製造 6.13.2 バイオプラスチックコーティング紙包装材の製造	生物分解性プラスチックを使用した製品のコーティング工程を持つこと。

4.1.4 デジタルクラスター

以下の業種でチェンマイ県、プーケット県に立地しなければならない。

業種	条件
5.7 ソフトウェア 5.7.1 組み込みソフトウェア開発 5.7.2 企業アプリケーションソフトウェアおよび/またはデジタルコンテンツの開発 デジタルコンテンツとは -アニメーション、漫画、キャラクター -Computer Generated Imagery (CGI) -Web-Based Application および Cloud Computing -対話型アプリケーション -ゲーム: Windows-based, Mobile Platform, Console, PDA, Online Game, Massive Multi-Player Online Game (MMOG) など	1. 情報技術開発人員の給与費用が年間最低150万バーツ以上であること。 2. 国家ソフトウェア産業促進事務局(Software Industry Promotion Agency SIPA)が指定したまたは同意したソフトウェア開発プロセスを有すること。 3. 土地代と運転資金を除いた投資金額が1千万バーツ以上あるプロジェクトは、操業開始期限日から2年以内に国家ソフトウェア産業促進事務局からの品質規格証明書または能力成熟度モデル統合(Capability Maturity Model Integration (CMMI))の規格に応じる品質システム証明書または同等の証明書を取得しなければならない。できない場合、法人所

-Wireless Location Based Service Content -Visual Effects -Multimedia Video Conferencing Applications -E-Learning Content via Broadband and Multimedia	得税免税 権利恩典期間を1年間取り消す。 4. 奨励されたソフトウェアに関連した販売やサービス提供から生じた収入は奨励対象事業の収入とする。
7.9 工業用地の開発事業 7.9.1.4 映画工業団地または工業区 (Movie Town)	映画工業区内に以下の設備を有すること。 - 標準的な室内・屋外映画撮影スタジオおよび/またはテレビ番組の収録・撮影設備。 - フィルムの現像、複製、特殊効果、コンピュータによるアニメーション制作、映画用サウンドラボなどの撮影後のサービス。
7.9.2.2 ソフトウェア工業団地 またはソフトウェアパーク (Software Park)	1. 団地内全域に高速光ファイバーによる基本通信システムを有すること。 2. ソフトウェアパークと国内・国際通信センターとの間に高速通信システムを有すること。 3. 連続型予備電気供給システムを有すること。 4. 総面積が5,000平方メートル以上であること。
7.9.2.3 データセンター	1. 入居した顧客に、サーバーのコ・ロケーションサービス (Server Co-location)、マネージドサービス (Managed Service)、サーバーのバックアップサービス、災害復旧サービス (Disaster Recovery Services: DRS) などのサービスを提供すること。 2. データセンター用の面積が3,000平方メートル以上あること。 3. 国内・国際通信センターからデータセンターを結ぶ主要な高速通信システムを最低4回線有すること。国内通信システムは、速度が10Gbps以上でそれを最低3回線有し、システム全体の合計速度は60Gbps以上であること。 4. メインテナンス中またはシステム内の機器交換中にもサービスを継続して提供できること。(Concurrently Maintainable) 5. データセンター全体の電力需要に対応できる連続定格 (Continuous Rating) のエンジン発電機 (Engine Generator) システムを有すること。またいずれのエンジン発電機が故障または停止した場合におけるバックアップシステムを有すること。

	6. UPS、IT 冷却、UPS 冷却のバックアップデバイス・バックアップシステムを有し、サービスに影響がないように、メインデバイスに動作不良発生の際、直ちに作動すること。 7. 配電システムにおいてバックアップ用の独立 配信経路を有すること。 8. 機器の破損または作動停止による損害リスクを防ぐためのフェイルセーフシステムを有すること。 9. 高効率の空調システムおよびそのバックアップシステムを有すること。 10. 全域に防火システムを有すること。 11. 24 時間のセキュリティシステムを有すること。 12. ISO/IEC27001（データセンター）の認証を取得すること。
7.10 クラウドサービス（Cloud Service）	1. ISO / IEC27001（データセンター）の認証を取得した国内のデータセンターに2ヵ所以上立地すること。 2. 各センターと中央データセンター間の接続速度はどれも10Gbps以上であること。また同程度のバックアップ接続も有すること。 3. ISO / IEC27001（クラウドセキュリティ）と ISO / IEC20000-1（クラウドサービス）の認証を取得すること。
7.20 タイ映画の制作	1. タイの映画制作事業は、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーションの制作を含み、広告の制作を除く。 2. 法人所得税免除の対象となる収入は下記の通りとする。 2.1 CD、VCD、DVD など様々な形態による映画の販売を含む、著作権の販売による収入。 2.2 映画館と映画の販売代理店からの収益分配による収入。
7.21 映画制作向けサービス	映画制作向けサービスは映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーション、コマーシャル制作サービスで、以下の範囲とする。 1. 映画撮影機および/または映画撮影機材のレンタルサービスは、映画撮影用のカメラ、カメラ動作補助機、映画撮影用照明機材などの主要な機材を有すること。 2. フィルム現像・印刷、および/またはファイル複製サービスは、フィルム現像機、フィルム印刷機、デジタルファイルの複製機など

	の主要な機材を有すること。 3. 録音サービスは、デジタル録音機、デジタル音声編集機、デジタル音声ミキサーなどの主要な機材を有すること。 4. 映像技術サービスは、映画やテレビ番組用の撮影機ではできない特殊映像制作用機械・機材を有すること。例えば、編集機、デジタル合成や特殊効果の制作機などの主要機器や機材を有すること。 5. タイで撮影する海外映画制作のためのコーディネーション・サービスは、撮影許可取得のための政府機関との連絡、撮影場所探し、スタッフの手配、撮影機材の手配などのサービスを含む。 6. 標準映画撮影やテレビ番組制作スタジオのレンタルサービス。
--	--

4.2 対象クラスター

4.2.1 加工農産物クラスター

(1) 以下の業種でチェンマイ県、チェンライ県、ランパーン県、ランブーン県、コンケン県、ナコーンラチャシーマー県、チャヤプーム県、ブリーラム県、カンチャナブuri県、ラチャブuri県、ペッチャブuri県、プラチュアブキリカン県、ラヨン県、チャンタブuri県、トラード県、チュンポン県、スラータニ県、クラビー県、ソンクラ県に立地しなければならない。

業種	条件
1.2 植物または動物の品質改良（バイオテクノロジー事業の範囲外の場合）	1. 研究開発活動を行うこと。 2. 農業・協同組合省の政策によるセンシティブ項目に該当する植物の品質改良は、登録資本金の51%以上をタイ国籍者が保有すること。 3. 奨励事業範囲内の植物の品質改良から生じる植物の繁殖による収益は奨励事業の収入とする。ただし、キャッサバの繁殖を除く。
1.8 植物、野菜、果物、花の品質選別、包装、保存	1. 果物の果肉検査センサー、高周波による殺虫処理、核磁気共鳴 (Nuclear Magnetic Resonance) の使用などの高度技術を使用する場合 2. 種子用色彩選別機、蒸熱による果実蠅の卵の殺滅処理、種子コーティングなどの先端技術を使用する場合 3. 米の品質選別は先進技術を使用しなければ

	ならない。
1.11 天然エキスの製造または天然エキスからの製品の製造(薬品、石鹸、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く)	
1.12 天然材料からの有効成分 (Active Ingredient) の製造	作用と毒性について学術的に立証されなければならない。
1.18 医療食品 (Medical Food) または 栄養補助食品 (Food Supplement) の製造	1. 医療食品製造の場合、「医療食品」としてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) もしくは他の国際標準機関に登録されること。 2. 栄養補助食品製造の場合、 2.1 「栄養補助食品」としてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) もしくは他の国際標準機関に登録されること。 2.2 有効成分の抽出プロセスを有すること。
1.20 農産物取引センター	1. 土地面積は 50 ライ以上であること。 2. 全面積の 60%以上が農産品に関する業務あるいはサービスであり、中に農産品の展示場あるいは取引場、競売センター、冷凍庫、倉庫を有すること。 3. 品質検査・選別、残留物質検査サービスを提供すること。

(2) 以下の業種でカンチャナブリ県、ラヨン県、ソンクラ県に立地しなければならない。

業種	条件
1.14 天然ゴムからの製品の製造 (輪ゴム、風船、ゴムリングを除く) 1.14.2 天然ゴムからの製品の製造	
7.9.1.6 ゴム産業工業団地もしくは工業区	委員会が定める条件に従うこと。

4.2.2 繊維および衣料クラスター

(1) 以下の業種でカンチャナブリ県、ナコーンパトム県、ラチャブリ県、サムットサコーン県、チョンブリ県、チャチェンサオ県、プラチンブリ県、サケオ県に立地しなければならない。

業種	条件
3.1 繊維製品あるいはその部品の製造 3.1.1 天然繊維または人工繊維の製造 3.1.1.1 特殊繊維 (工業用繊維)	タイ繊維産業機構 (Thailand Textile Institute) やタイ国家イノベーション庁

Technical Fiber あるいは機能性繊維 (Functional Fiber) の製造 3.1.1.2 リサイクル繊維 (Recycled Fiber) の製造 3.1.2 糸または布の製造 3.1.2.1 特殊糸または布 (機能性糸 Functional Yarn または機能性繊維 Functional Fabric) の製造 3.1.2.2 その他糸または布の製造 3.1.3 漂白、染色および仕上げ、またはプリントおよび仕上げ、またはプリント 3.1.4 衣類、衣類部品、および家庭用 繊維製品の製造	(National Innovation Agency) などの関係機関からの同意を得ること。 国内の残り屑・廃棄物のみを使用すること。 タイ繊維産業機構 (Thailand Textile Institute) やタイ国家イノベーション庁 (National Innovation Agency) などの関係機関からの同意を得ること。 最初の3年間の総売上の0.5%以上、研究やデザイン、商品開発への投資・費用がなければならない。 1. 工業省の定める布告に基づいた廃棄物処理システムや環境保護システムを有する工業団地または奨励されている工業区に工場を設立または拡張すること。 2. 環境に優しい技術を使用すること。 最初の3年間の総売上の0.5%以上、研究やデザイン、商品開発への投資・費用がなければならない。
--	---

4.3 クラスター開発の支援事業

以下の事業で第4.1-4.2項におけるクラスター地域に立地し、各クラスターで定められた産業の支援事業を行わなければならない。

業種	条件
7.1 公共施設および基本サービス 7.1.3 コンテナ方式による輸出品の検査およびコンテナ積載のための施設、または、埠頭外での輸入品の検査およびコンテナ方式による輸出品の積載保管場所 (Inland Container Depot: ICD) 7.1.4 海上輸送のための積荷、積み下ろしサービス 7.1.5 商業用空港	関係政府機関の同意を得ること。 委員会が同意した最新技術を持つ積荷取り扱い機械を使用すること。
7.3 大量輸送および大型貨物輸送 7.3.1 鉄道貨物輸送	関係政府機関の同意を得ること。

7.4 ロジスティック・センター 7.4.2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC)	1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。 2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。 3. IDC には追加で以下の条件がある。 3.1 投資金額（土地代と運転資金を除く）が 1 億バーツ以上であること。 3.2 5 ヶ国以上に対し物流を行うこと。
7.11 研究開発	1. 以下の通り、事業範囲を有すること。 1.1 基礎研究 (Basic Research) とは、学術的に価値のある新しい知識の探求または研究で、将来的に製品開発、製造工程、サービスに応用できるものを指す。 1.2 応用研究 (Applied Research) とは、新製品または工程を生み出すことを目的として、基礎知識を応用し、商業的な問題解決または知識向上のための研究を指す。ただし、関連する活動、例えば、工業向け、商業向けの生産フォーマーミュラの開発、製品設計、製造工程の設計を含む。 1.3 パイロット開発 (Pilot Development) とは、基礎研究と応用研究から生産規模を拡大するために行われる活動を指す。パイロット開発は、市場のテストおよび/または工業レベルの製品設計を用いた製造工程に適した条件について情報を収集するためのプロトタイプおよび/または半工業レベルの製造工程のテスト開発である。 1.4 デモンストレーション開発は、パイロット開発を行うことにより工業規模での製造工程をテストすることを指す。技術の信頼性を確認し、品質管理面の評価、コスト面の評価とともに工程の安定性および商業生産の可能性を実証する。 2. 研究者数、学歴、研究経験を含めた研究者の詳細と研究開発プロジェクトの範囲についての詳細内容を提供しなければならない。 3. 奨励事業成果に直接関わる収入、あるいは、内製・外注を問わず、商業目的のために下流の生産から生ずる販売あるいはサービスの収入は奨励対象事業の収入とする。 4. 研究開発人員の給与費用は年間最低 150 万バーツ以上であること。
7.12 バイオテクノロジー (Biotechnology) 7.12.1 バイオテクノロジーを使用した種子	国立科学技術開発局 (National Science and Technology Development Agency: NSTDA) や

の研究開発および/または製造、または植物、動物、微生物の育種 7.12.2 バイオテクノロジーを使用した薬品の研究開発および/または製造 7.12.3 医療、農業、食品、環境の診断キットの研究開発および/または製造 7.12.4 微生物、動物、植物の細胞を使用した分子生物学、生物学的活性物質の研究開発および/または製造 7.12.5 バイオ製品の製造、および/または品質検査・管理、実験、研究開発に用いられる原材料および/または必要資材の製造 7.12.6 バイオ物質の検査・分析、および/または合成、および/または品質管理、および/または確認サービス	タイライフサイエンス・エクセレンス・センター (Thailand Centre of Excellence for Life Sciences: TCELS) が同意する最新のバイオテクノロジーを使用すること。
7.13 エンジニアリングデザインサービス	エンジニアリングデザイン人員の給与費用は年間最低 150 万バーツ以上であること。
7.14 理科学実験サービス (Scientific Laboratory)	
7.15 計測器校正サービス (Calibration)	
7.19 職業訓練学校	1. 委員会が同意したデザイン研修センターなど特定の分野での技術を教える教育訓練所であること。 2. 必要な設備、実習室などを有すること。

2015 年 9 月 16 日より有効とする。

発布日:2015 年 10 月 27 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)
投資委員会委員長